

<裁判例 No.18>

東京地裁令和4年3月16日

【出典】

D1-Law〔29070094〕

消費者法ニュース133号167頁

【取引類型】

証券担保ローンに基づく借入金を原資として投資信託等を購入する取引

※投資信託を担保とする掛け目が70%なので、理論上投資元本の約3.3倍に相当する投資信託を購入することが可能だが、投資信託の価格が下落すれば、投資信託を失った上にその約2.3倍の負債が残ることがありうる。

【原告の属性】

昭和9年生まれの男性（本件取引開始時は平成24年）。大学卒業後、NHKに長年勤務。本件取引開始時までに、米ドル建ての外国債券や、投資信託「ハイイールドBF」、国内株式などの取引経験あり（取引期間10年程度）、約1億6000万円の金融資産を保有。

【違法要素】

適合性原則違反→×

過当取引→×

説明義務違反→×

指導助言義務違反→○

【指導助言義務に関する判示】

投資信託等の投資取引は、本来、投資家自身の責任と判断により行うべきものであり、投資取引を受託する金融商品取引業者の従業員は、原則として、投資家に対して指導助言を行い、その投資判断に介入することが求められるものではない。

しかし、他方で、一般の投資家は、金融商品取引業者の専門性、情報の偏在等から、専門家である金融商品取引業者を信頼し、その従業員の勧誘、助言又は指導に依存して投資取引を行うことが通例であり、購入銘柄、数量、価格、時期等の決定のみならず、購入後の売却時期、乗換先、取引の規模の拡大縮小等の決定に当たって、金融商品取引業者の従業員による勧誘、助言又は指導に大きな影響を受けるのが通常である。

かかる投資家と金融商品取引業者との間における一種の信頼関係に鑑みれば、金融商品取引業者の従業員は、顧客である投資家が、その投資意向等に照らし、これと整合しない高度のリスクを有する取引を行っているにもかかわらず、そのリスクを十分に理解していな

いこと等を認識した場合には、同信頼関係に基づき、信義則上、顧客に対し、その内容を説明し、必要に応じて当該取引を終了させる等の指導助言を行う義務を負うと解するのが相当である。

以上を踏まえると、

平成28年1月15日時点においては本件取引による井上研究所（原告）の損失が現実化する危険が高まっていたというべきであること、

原告は上記危険を適切に認識していたものとはいい難く、そのことをEらは十分に認識していたというべきであること、

しかも、Eらが原告の意向に必ずしも沿わない形で取引を勧誘した結果、井上研究所の借入残高が高水準のまま推移し、これが上記危険の要因の一つであるといえること、

原告の上記認識も、Eが原告に対し繰り返しアラームを軽視するような説明を続けた結果でもあるといえることからすると、

同日時点において、Eらは、原告に対し、投資信託等を売却して借入残高を減少させ、当初の原告の投資意向に沿った本件取引の終了に向けた指導助言をすべき義務があったというべきである…。

しかるに、同日、原告がEらに対して本件取引を終了したい旨を述べたにもかかわらず、Eらは、これを説得して本件取引の終了を妨げ、原告をして本件取引を継続させたものであって、かかるEらの行為は、原告に対する上記指導助言義務に違反するものであるというべきである。

#### 【指導助言義務の発生根拠】

信義則

#### 【過失相殺】

5割

#### 【メモ】

説明義務違反、適合性原則違反を否定し、手数料稼ぎ目的の過量取引も否定。

指導助言義務違反のみを認めている。

証券担保ローンに基づく借入金を原資とした投資信託の購入という取引を行わせること自体には、違法性はないとしている。しかしながら、危険な取引を行っている場合には、信頼関係に基づき、取引を終了させる指導助言をすべき義務があるとしている。

客観的に危険が存在していること、信頼関係の存在、顧客の理解不十分とその点についての業者側の認識があることが前提。

危険な状態の作出について、被告の行為に起因することが前提とされている（ただし、その点に違法性があるというほどのものではない＝説明義務違反等は否定）。